

2 医安第 5 4 9 号
令和 2 年 8 月 3 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「厳重警戒」営業時間短縮・休業要請の実施に関する県民・事業者
の皆様へのメッセージの発出について（通知）

標記については、現下の厳しい感染状況を踏まえ、8月2日に、第11回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、名古屋市中区「錦・栄地区」に限定し、接待を伴う飲食店等に対し時間短縮等を要請するとともに、別紙により、県民・事業者の皆様へ感染防止対策への協力を要請するメッセージを発出する旨を決定いたしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、この取組の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 3 (タ`イ`ル`イ`ン)

0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 5 (タ`イ`ル`イ`ン)

0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 4 4 (タ`イ`ル`イ`ン)

0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 4 (タ`イ`ル`イ`ン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

「厳重警戒」営業時間短縮・休業の要請 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、緊急事態宣言の解除以降、社会経済活動とのバランスをとりながら、再度の感染防止に取り組んできましたが、7月15日に感染者数が16人となり、50人を超えた21日には「警戒領域」、100人を超えた翌29日には別紙により「厳重警戒」をお願いしたところです。

しかし、昨日過去最多の193人に達するなど、極めて厳しい状況が続いているため、以下により、エリアを限定して、営業時間の短縮等を要請することといたしました。

県民・事業者の皆様には、第2波の大きな波が来たという心構えを持ち、感染拡大の防止にご協力をいただきますよう強くお願いいたします。

1. 要請目的

「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で、多くのクラスターが発生し、感染が拡大しているため、東京都・大阪府・愛知県の三大都市圏で足並みを揃え、エリアを限定して、「営業時間の短縮」等を要請する。

2. 実施内容

- (1) 区域 : 名古屋市中区の栄・錦地区
- (2) 期間 : 8月5日(水)～8月24日(月)の20日間
- (3) 業種 : 接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店、カラオケ店
- (4) 要請内容
 - 業種別ガイドラインを遵守する安全安心宣言施設ステッカー掲示店には「営業時間の短縮(5時～20時)」を要請
 - 業種別ガイドラインを遵守していない店舗に対しては、「休業」を要請

2020年 8月 2日

愛知県知事 大村 秀章

県民・事業者の皆様への「**嚴重警戒**」のお願い

7月29日(水)

① 不要不急の行動自粛・行動の変容

- 特に、20代・30代の若い世代の方々は、改めて、不要不急の行動の自粛と、自覚を持った行動をお願いします。
- 5～6人以上の大人数での会食や宴会は自粛し、「三つの密」が生じ、大声での会話等で飛沫が飛び交う場の利用は避けて下さい
- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
特に、重症化しやすい高齢者、妊婦、基礎疾患のある方々に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

② 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを厳守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

③ 東京等への不要不急の移動自粛

- 東京を中心とする首都圏への不要不急の移動は自粛をお願いします。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

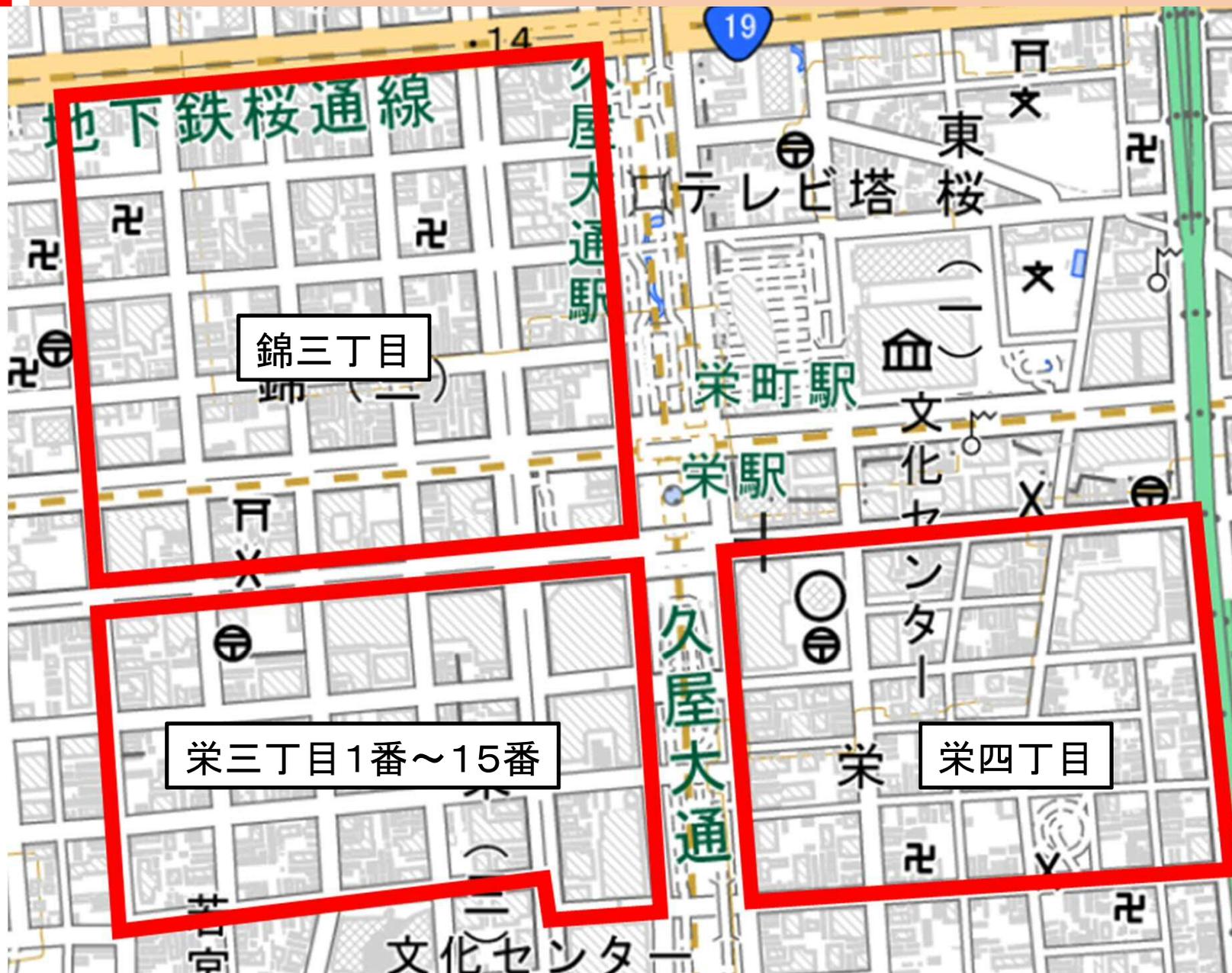
営業時間短縮・休業の要請

- ◎「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で多くのクラスターが発生し、感染が拡大。
- ◎東京都・大阪府・愛知県など、大都市圏で足並みを揃え「ガイドライン遵守」を徹底、感染の広がりが確認されたエリアに限定して「営業時間短縮要請」等を実施。

区域	栄・錦地区（名古屋市・中区）
期間	8月5日（水）～8月24日（月）・20日間
対象	○接待を伴う飲食店 ○酒類を提供する飲食店 ○カラオケ店
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

対象エリア

「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく
『栄犯罪抑止・環境浄化推進地区』



対象施設と要請内容

特措法の規制対象※

◎ 接待を伴う飲食店
(キャバレー・ホストクラブ等)

◎ 酒類を提供する飲食店
(バー・クラブ等)

◎ 酒類を提供するカラオケ店

ガイドラインを“遵守していない”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)

「休業を要請」

ガイドラインを“遵守している”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)

営業時間短縮 (5時～20時)

特措法の規制対象外

◎ 酒類を提供する飲食店
(居酒屋等)

営業時間短縮 (5時～20時)

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」 ・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～20時)を要請」
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店 <small>特措法施行令第11条第1 項 各号に掲げる施設</small>	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
上記以外の酒類の提供を行う飲食店		
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～20時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは
 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)

感染防止対策協力金(仮称)の支給

支給額

1事業者1日あたり1万円
最大20万円

条件

- 下記の2点を実施していること
- 業種別ガイドラインを遵守
 - 「安全・安心宣言施設」に登録し
PRステッカーとポスターを掲示